

認可保育所  
認定こども園  
小規模保育事業所  
家庭的保育事業者 ご利用の皆様へ

町田市子ども生活部  
保育・幼稚園課長 櫻井 敦

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う  
保育料の減額等の対応について  
(2020年度4月分から6月分)

日頃から町田市の子ども施策にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、認可保育施設の登園を自粛された際の保育料の日割り計算について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 対象者

町田市民の方で認可保育施設の0~2歳児クラスに在籍し、市からの登園自粛要請又は登園自粛にご協力いただき欠席をされた方。なお、欠席された日数は、市から各施設に確認いたします。

※市外にお住いの方は、お住いの区市町村にお問合せください。

2 対象月

2020年度4月分から6月分までの保育料

3 計算方法

以下の計算式により、日割りによる計算をいたします。

減額後の保育料=月額保育料×登園日数÷25日

(※10円未満の端数については、切捨てとなります。)

4 減額方法

(1) 認可保育所

4月分保育料の減額分は、7月分保育料に充当し、5、6月分保育料の減額分は8月分以降の保育料に充当します。還付を希望される方は、保育・幼稚園課までお問合せください。

なお、退所等により充当できない場合には、後日、町田市から還付いたします。

(2) 認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業者（保育ママ）

各施設で直接徴収しているため、後日、施設から減額する額及び減額方法をお知らせいたします。

**【問合せ先】**

町田市子ども生活部保育・幼稚園課 支援係

電 話 042-724-2137

FAX 050-3161-8635